

第 8 9 号議案

豊川市手数料条例の一部改正について（建設部関係）

豊川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市手数料条例の一部を改正する条例

豊川市手数料条例（平成 1 2 年豊川市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前								
別表第5 建設部関係（第2条関係）							別表第5 建設部関係（第2条関係）								
事務	手数料						事務	手数料							
	名称	金額						名称	金額						
(略)							(略)								
29	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項（第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証す	(略)	共同住宅等	建築物全体又は複合建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この項及び備考において「非住宅部分」と	29	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項（第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証す	(略)	共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1のもの	1件につき5,200円
						1棟の戸数が1のもの								申請に係る戸数が1のもの	1件につき5,200円
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの								申請に係る戸数が2以上5以下のもの	1件につき10,300円
						1棟の総戸数が6以上10以下のもの								申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1件につき17,500円
						1棟の総戸数が11以上のもの								申請に係る戸数が11以上のもの	1件につき29,100円

る書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合（以下この項及び備考において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）

いう。）  
及び同項に規定する住宅部分（以下この項、31の項及び備考において「住宅部分」という。）を有する建築物をいう。  
以下この項、31の項及び備考において同じ。）の住宅部分に係るもの

複合建築物の非住宅部分に係るもの  
 非住宅部分の延べ面積が300平方メートル以

1件につき  
 10,300円

る書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合（以下この項及び備考において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）

建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの

1棟の戸数が1のもの  
 1件につき  
 5,200円

1棟の総戸数が2以上5以下のもの  
 1件につき  
 10,300円

1棟の総戸数が6以上10以下のもの  
 1件につき  
 17,500円

1棟の総戸数が11以上のもの  
 1件につき  
 29,100円

				下のもの									
				非住宅部分の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,900円								
				(略)									
				(略)									
	その他の場合	共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件につき37,100円								
				1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件につき74,900円								
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件につき105,400円								
				(略)									
				(略)									
	その他の場合	共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1のもの	1件につき37,100円								
				申請に係る戸数が2以上5以下のもの	1件につき74,900円								
				申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1件につき105,400円								

		の	
		1棟の 総戸数 が11以 上のも の	1件 につ き 148,3 00円
複 合 建 築 物 の 非 住 宅 部 分 に 係 る も の	非住 宅部 分の 全部 が建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能基 準等 を定 める 省令 (平 成28 年経 済産 業省 ・国 土交 通省	非住宅 部分の 延べ面 積が 300平 方メー トル以 下のも の	1件 につ き 95,00 0円
		非住宅 部分の 延べ面 積が 300平 方メー トルを 超える もの	1件 につ き 121,0 00円

		もの	
		申請に 係る戸 数が11 以上の もの	1件 につ き 148,3 00円
建 築 物 全 体 又 は 建 築 物 全 体 及 び 住 戸 に 係 る も の		1棟の 戸数が 1のも の	1件 につ き 37,10 0円
		1棟の 総戸数 が2以 上5以 下のも の	1件 につ き 74,90 0円
		1棟の 総戸数 が6以 上10以 下のも の	1件 につ き 105,4 00円
		1棟の 総戸数 が11以 上のも の	1件 につ き 148,3 00円

<p>令第1号) 第10条第1号イ (2)及びロ (2)に定める基準に係るものであるもの</p>		
<p>その他のもの</p>	<p>非住宅部分の延べ面積が300平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき 248,400円</p>
	<p>非住宅部分の延べ面積が</p>	<p>1件につき 311,2</p>



更認定申請手数料

た場合等

もの	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件につき 6,200円
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件につき 10,500円
	1棟の総戸数が11以上のもの	1件につき 17,500円
	複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の延べ面積が300平方メートル以下のもの
	非住宅部分の延べ面積	1件につき

更認定申請手数料

た場合等

建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの	申請に係る戸数が2以上5以下のもの	1件につき 6,200円
	申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1件につき 10,500円
	申請に係る戸数が11以上のもの	1件につき 17,500円
	1棟の戸数が1のもの	1件につき 3,200円
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件につき 6,200円
	1棟の	1件



積が  
300平  
方メー  
トルを  
超える  
もの

10,70  
0円

(略)

その他  
の場合

(略)

共同住  
宅等

建築物全  
体又は複  
合建築物  
の住宅部  
分に係る  
もの

1棟の  
戸数が  
1のも  
の

1件  
につ  
き  
19,20  
0円

1棟の  
総戸数  
が2以  
上5以  
下の  
もの

1件  
につ  
き  
38,50  
0円

1棟の  
総戸数  
が6以  
上10以  
下の  
もの

1件  
につ  
き  
54,50  
0円

総戸数  
が6以  
上10以  
下の  
もの

につ  
き  
10,50  
0円

1棟の  
総戸数  
が11以  
上のも  
の

1件  
につ  
き  
17,50  
0円

(略)

その他  
の場合

(略)

共同住  
宅等

住戸のみ  
に係るも  
の

申請に  
係る戸  
数が1  
のもの

1件  
につ  
き  
19,20  
0円

申請に  
係る戸  
数が2  
以上5  
以下の  
もの

1件  
につ  
き  
38,50  
0円

申請に  
係る戸  
数が6  
以上10  
以下の  
もの

1件  
につ  
き  
54,50  
0円

		1棟の 総戸数 が11以 上のも の	1件 につ き 77,10 0円
複 合 建 築 物 の 非 住 宅 部 分 に 係 る も の	非住 宅部 分の 全部 が建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能基 準等 を定 める 省令 第10 条第 1号 イ(2) 及び ロ(2) に定	非住宅 部分の 延べ面 積が 300平 方メー トル以 下のも の	1件 につ き 48,60 0円
		非住宅 部分の 延べ面 積が 300平 方メー トルを 超える もの	1件 につ き 62,30 0円

		申請に 係る戸 数が11 以上の もの	1件 につ き 77,10 0円
建 築 物 全 体 又 は 建 築 物 全 体 及 び 住 戸 に 係 る も の		1棟の 戸数が 1のも の	1件 につ き 19,20 0円
		1棟の 総戸数 が2以 上5以 下のも の	1件 につ き 38,50 0円
		1棟の 総戸数 が6以 上10以 下のも の	1件 につ き 54,50 0円
		1棟の 総戸数 が11以 上のも の	1件 につ き 77,10 0円

					める 基準 に係 るも ので ある もの															
					その 他の もの	非住宅 部分の 延べ面 積が 300平 方メー トル以 下のも の	1件 につ き 125,20 0円													
						非住宅 部分の 延べ面 積が 300平 方メー トルを 超える もの	1件 につ き 157,4 00円													
				(略)																
30	建築物のエネルギー消費性能の向	(略)																		
30	建築物のエネルギー消費性能の向	(略)																		

	上に関する法律_____							
	_____第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定等の申請に対する審査等							
31	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項(第36条第2項の規定により準用する場合を含む。)に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める	(略)	共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件につき5,200円
							1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件につき10,300円
							1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件につき17,500円

	上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定等の申請に対する審査等							
31	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項(第36条第2項の規定により準用する場合を含む。)に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める	(略)	共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1のもの	1件につき5,200円
							申請に係る戸数が2以上5以下のもの	1件につき10,300円
							申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1件につき17,500円

機関が 認めた 場合又 は当該 基準に 適合す ること を証す る書類 として 愛知県 知事が 定める ものが 添付さ れてい る場合 (以下 この項 及び備 考にお いて「 計画適 合性確 認機関 が認め た場合 等」と いう。 (略)		<u>の</u> <u>1棟の</u> <u>総戸数</u> <u>が11以</u> <u>上のも</u> <u>の</u>	<u>1件</u> <u>につ</u> <u>き</u> <u>29,10</u> <u>0円</u>
	<u>複合建築</u> <u>物の非住</u> <u>宅部分に</u> <u>係るもの</u>	<u>非住宅</u> <u>部分の</u> <u>延べ面</u> <u>積が</u> <u>300平</u> <u>方メー</u> <u>トル以</u> <u>下のも</u> <u>の</u>	<u>1件</u> <u>につ</u> <u>き</u> <u>10,30</u> <u>0円</u>
		<u>非住宅</u> <u>部分の</u> <u>延べ面</u> <u>積が</u> <u>300平</u> <u>方メー</u> <u>トルを</u> <u>超える</u> <u>もの</u>	<u>1件</u> <u>につ</u> <u>き</u> <u>17,90</u> <u>0円</u>
	(略)		

機関が 認めた 場合又 は当該 基準に 適合す ること を証す る書類 として 愛知県 知事が 定める ものが 添付さ れてい る場合 (以下 この項 及び備 考にお いて「 計画適 合性確 認機関 が認め た場合 等」と いう。 (略)		<u>もの</u> <u>申請に</u> <u>係る戸</u> <u>数が11</u> <u>以上の</u> <u>もの</u>	<u>1件</u> <u>につ</u> <u>き</u> <u>29,10</u> <u>0円</u>
	<u>建築物全</u> <u>体又は建</u> <u>築物全体</u> <u>及び住戸</u> <u>に係るも</u> <u>の</u>	<u>1棟の</u> <u>戸数が</u> <u>1のも</u> <u>の</u>	<u>1件</u> <u>につ</u> <u>き</u> <u>5,200</u> <u>円</u>
		<u>1棟の</u> <u>総戸数</u> <u>が2以</u> <u>上5以</u> <u>下のも</u> <u>の</u>	<u>1件</u> <u>につ</u> <u>き</u> <u>10,30</u> <u>0円</u>
		<u>1棟の</u> <u>総戸数</u> <u>が6以</u> <u>上10以</u> <u>下のも</u> <u>の</u>	<u>1件</u> <u>につ</u> <u>き</u> <u>17,50</u> <u>0円</u>
	<u>1棟の</u> <u>総戸数</u> <u>が11以</u> <u>上のも</u> <u>の</u>	<u>1件</u> <u>につ</u> <u>き</u> <u>29,10</u> <u>0円</u>	

) 其他の場合	(略)			
	共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件につき 37,100円
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件につき 74,900円
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件につき 105,400円
			1棟の総戸数が11以上のもの	1件につき 148,300円
複合建築物	非住宅部分の全部が建	非住宅部分の延べ面積が300平	1件につき 95,000円	

) 其他の場合	(略)			
	共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1のもの	1件につき 37,100円
			申請に係る戸数が2以上5以下のもの	1件につき 74,900円
			申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1件につき 105,400円
			申請に係る戸数が11以上のもの	1件につき 148,300円
建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件につき 37,100円		

の 非 住 宅 部 分 に 係 る も の	建築物 エネルギー 消費性 能基準 等を定 める 省令 第10 条第 1号 イ(2) 及び ロ(2) に定 める 基準 に係 るも ので ある もの	方メー トル以 下のも の 非住宅 部分の 延べ面 積が 300平 方メー トルを 超える もの	1件 につ き 121,0 00円
	その 他の もの	非住宅 部分の 延べ面	1件 につ き

の	1棟の 総戸数 が2以 上5以 下のも の	1件 につ き 74,90 0円
	1棟の 総戸数 が6以 上10以 下のも の	1件 につ き 105,4 00円
	1棟の 総戸数 が11以 上のも の	1件 につ き 148,3 00円

					積が 300平 方メー トル以 下のも の	248,4 00円								
					非住宅 部分の 延べ面 積が 300平 方メー トルを 超える もの	1件 につ き 311,2 00円								
		(略)												
建築 物エ ネル ギー 消費 性能 向上 計画 変更 認定 申請 手数料	計画適 合性確 認機関 が認め た場合 等	(略)												
		共同住 宅等	建築物全 体又は複 合建築物 の住宅部 分に係る もの	1棟の 戸数が 1のもの	1件 につ き 3,200 円									
				1棟の 総戸数 が2以 上5以 下のも の	1件 につ き 6,200 円									
				1棟の	1件									
		(略)												
建築 物エ ネル ギー 消費 性能 向上 計画 変更 認定 申請 手数料	計画適 合性確 認機関 が認め た場合 等	共同住 宅等	住戸のみ に係るも の	申請に 係る戸 数が1 のもの	1件 につ き 3,200 円									
				申請に 係る戸 数が2 以上5 以下の もの	1件 につ き 6,200 円									
				申請に	1件									



	総戸数が6以上10以下のもの	につき 10,500円
	1棟の総戸数が11以上のもの	1件につき 17,500円
複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の延べ面積が300平方メートル以下のもの	1件につき 6,200円
	非住宅部分の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき 10,700円

	係る戸数が6以上10以下のもの	につき 10,500円
	申請に係る戸数が11以上のもの	1件につき 17,500円
建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件につき 3,200円
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件につき 6,200円
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件につき 10,500円
	1棟の総戸数	1件につき

	(略)									
その他 の場合	(略)									
	共同住 宅等	建築物全 体又は複 合建築物 の住宅部 分に係る もの	1棟の 戸数が 1のも の	1件 につ き 19,20 0円						
			1棟の 総戸数 が2以 上5以 下のも の	1件 につ き 38,50 0円						
			1棟の 総戸数 が6以 上10以 下のも の	1件 につ き 54,50 0円						
			1棟の 総戸数 が11以 上のも の	1件 につ き 77,10 0円						
複 合	非住 宅部	非住宅 部分の	1件 につ							

									が11以 上のも の	き 17,50 0円	
	(略)										
その他 の場合	(略)										
	共同住 宅等	住戸のみ に係るも の	申請に 係る戸 数が1 のもの	1件 につ き 19,20 0円							
			申請に 係る戸 数が2 以上5 以下の もの	1件 につ き 38,50 0円							
			申請に 係る戸 数が6 以上10 以下の もの	1件 につ き 54,50 0円							
			申請に 係る戸 数が11 以上の もの	1件 につ き 77,10 0円							
	建築物全 体又は建	1棟の 戸数が	1件 につ								

建築物の非住宅部分に係るもの	分の全部が建築物のエネルギー消費性基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	延べ面積が300平方メートル以下の	き 48,600円
		非住宅部分の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき き 62,300円

建築物全体及び住戸に係るもの	1棟の総戸数が2以上5以下の	き 19,200円
	1棟の総戸数が6以上10以下の	1件につき き 38,500円
	1棟の総戸数が11以上の	1件につき き 54,500円

					その 他の もの	非住宅 部分の 延べ面 積が 300平 方メー トル以 下のも の	1件 につ き 125,2 00円
						非住宅 部分の 延べ面 積が 300平 方メー トルを 超える もの	1件 につ き 157,4 00円
(略)							

備考

1～3 (略)

4 29の項に掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。）に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第1号に規定する共用部分（以下「共用部分」という。）がある場合

(略)							

備考

1～3 (略)

4 29の項に掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合 \_\_\_\_\_ に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1) 住宅の用途に供する共用の部分 \_\_\_\_\_（以下「共用部分」という。）がある場合

(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。) 10,300円

(2) 非住宅部分

        がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア・イ (略)

5 29の項に掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次の各号に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。)に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)~(3) (略)

6 29の項に掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次の各号に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。)に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)・(2) (略)

7 29の項に掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次の各号に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。)に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)~(3) (略)

8~10 (略)

11 31の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築

(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。) 10,300円

(2) 住戸及び共用部分以外の部分(以下「非住宅部分」という。)

        がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア・イ (略)

5 29の項に掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸に係る申請に係るものに限る。)について、次の各号に掲げる場合        に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)~(3) (略)

6 29の項に掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸に係る申請に係るものに限る。)について、次の各号に掲げる場合        に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)・(2) (略)

7 29の項に掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸に係る申請に係るものに限る。)について、次の各号に掲げる場合        に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)~(3) (略)

8~10 (略)

11 31の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築

物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次の各号に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。)に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)・(2) (略)

12 31の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次の各号に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。)に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)~(3) (略)

13 (略)

14 31の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次の各号に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。)に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)・(2) (略)

15 31の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次の各号に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。)に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)~(3) (略)

16~18 (略)

物全体又は建築物全体及び住戸に係る申請に係るものに限る。)について、次の各号に掲げる場合\_\_\_\_\_に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)・(2) (略)

12 31の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸に係る申請に係るものに限る。)について、次の各号に掲げる場合\_\_\_\_\_に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)~(3) (略)

13 (略)

14 31の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸に係る申請に係るものに限る。)について、次の各号に掲げる場合\_\_\_\_\_に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)・(2) (略)

15 31の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸に係る申請に係るものに限る。)について、次の各号に掲げる場合\_\_\_\_\_に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)~(3) (略)

16~18 (略)

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

## 理 由

この案を提出するのは、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正を踏まえ、共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請等に係る手数料の区分を見直すとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。